

念 書

年 月 日 において の
不法行為により の被った保険事故について、国民健康保険法
による保険給付を受けた場合は、私が加害者に対して有する損害賠償請求権を国
民健康保険法第64条第1項の規定によって保険者が給付の価額の限度におい
て取得行使し、かつ、賠償金を受領することに異議ありません。

また、保険事故が交通事故である場合は、保険者が給付の価額の限度において、
自動車損害賠償責任保険（共済）より優先的に支払を受けることに異議のないこ
とを申し立てます。

なお、併せて、次の1から3までについては遵守することを誓約し、4及び5
については同意します。

- 1 加害者と示談を行おうとする場合は、必ず前もって貴職にその内容を申し
出、承諾を得ること。
- 2 加害者に白紙委任状を渡さないこと。
- 3 加害者から金品を受けたときは、受領年月日、内容、金額（評価額）をも
れなく、かつ、遅滞なく貴職に届け出ること。
- 4 本件保険事故に関する診療報酬明細書等の写しを、熊本県国民健康保険団
体連合会が損害保険会社等に提供すること。
- 5 本件保険事故により受診した医療機関等から、熊本県国民健康保険団体連
合会が事故に関する診療状況等の情報の提供を受けること。

令和 年 月 日

住所

氏名

印

玉東町長 前田 移津行 様